

第 1 回 佐 久 市 行 政 改 革 推 進 委 員 会
次 第

平成 2 6 年 7 月 1 1 日 (金)

午後 1 時 3 0 分 ~

議会棟 全員協議会室

1 開 会

2 委嘱書交付

3 市長あいさつ

4 自己紹介

5 佐久市行政改革推進委員会について

6 会長及び副会長の選出

会 長 :

副会長 :

7 会議事項

(1) これまでの行政改革の取り組みについて (資料 1 ~ 資料 1 - 6)

(2) 今後の審議内容について (資料 2 ~ 資料 2 - 2)

(3) 事務事業外部評価について (資料 3)

(※ 既に市ホームページで公表されている資料については、一部公表を省略しているものもあります。)

8 その他

9 閉 会

○佐久市行政改革推進委員会条例

平成17年4月1日条例第19号

佐久市行政改革推進委員会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、佐久市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、市の行政改革の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 特定の事項を調査するため、必要に応じ、委員会は、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

佐久市審議会等の会議の公開に関する指針

(平成 23 年 4 月 21 日決裁)

第 1 目的

この指針は、佐久市における審議会等の会議を公開することにより、市政に対する市民参加を促進するとともに、会議の公平性の確保と透明性の向上を図ることにより、市民との協働の推進及び開かれた市政の発展に寄与することを目的とする。

第 2 公開の対象

この指針において「審議会等」とは、次に掲げる機関とし、公開の対象とする会議は、当該機関の会議とする。

- (1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により市長その他の執行機関に設置される附属機関
- (2) 附属機関に準じる機関で、有識者等から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、条例、規則、要綱等により市長その他の執行機関に設置されるもの

第 3 会議の公開

審議会等の会議は公開とする。ただし、次のいずれかに掲げる場合は、公開しないこととする。

- (1) 法令若しくは条例又は規則の規定により、会議が非公開とされている場合
- (2) 会議において、佐久市情報公開条例(平成 17 年佐久市条例第 15 号。)第 5 条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議する場合
- (3) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるなど会議の目的が達成されないと認められる場合

第 4 非公開の決定

- 1 審議会等の会議を非公開とする場合は、第 3 の (1) 又は (2) の規定に該当するものを除き、次のいずれかの方法によって決定するものとする。
 - (1) 会議における議決
 - (2) その他審議会等が定める方法
- 2 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議等を容易に分割して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて、会議を公開するものとする。
- 3 審議会等が会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、公開しない理由を明らかにしなければならない。

第5 会議開催の公表

- 1 審議会等の所管課等（以下「所管課」という。）は、公開する会議を開催するときは、当該会議開催日の前7日までに、次に掲げる事項を佐久市ホームページ等に掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。
 - (1) 会議の名称
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 会議の議題
 - (5) 傍聴者の定員
 - (6) 問い合わせ先
- 2 広報広聴課は、必要に応じ、報道機関への情報提供その他の広報手段により周知に努めるものとする。

第6 会議の公開方法等

- 1 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴希望者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- 2 所管課は、あらかじめ公開する会議において傍聴を認める定員を定め、当該会議の会場に傍聴席を設けなければならない。
- 3 傍聴希望者は、会議開催時刻の15分前までに傍聴希望者受付用紙（様式第1号）を提出し、所定の手続きを取るものとする。
- 4 傍聴希望者が多数の場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。
- 5 審議会等の長は、公開に当たり会議が公平かつ円滑に行われるよう会場の秩序維持に努めるものとし、傍聴者は、審議会等の長の指示に従わなければならない。
- 6 審議会等の長は、傍聴者が第8の遵守事項に従わないときは、会場からの退席を命じることができる。
- 7 会議の資料は、傍聴者の閲覧に供するものとする。ただし、会議資料のうち、第3の規定に該当し非公開とされた資料を除く。

第7 傍聴することができない者

次の各号のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類又は拡声器を携帯している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

第8 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議の会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議の会場において発言しないこと。
- (3) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 会議の会場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、審議会等が特別の理由により承認した行為については、この限りでない。

第9 会議録の作成

- 1 所管課は、会議の終了後1ヶ月以内に会議録を作成するものとする。
- 2 作成した会議録は、第3の規定により非公開とされたものを除き、会議資料とともに公表するものとする。なお、一部非公開としたものについては、その理由を明記するものとする。
- 3 公表は、佐久市ホームページへの掲載等により、一般の利用に供するものとする。

第10 審議会等取扱簿の作成

- 1 所管課は、審議会等取扱簿（様式第2号）を作成するものとする。
 - (1) 審議会の名称
 - (2) 設置根拠
 - (3) 設置目的又は趣旨
 - (4) 設置年月日
 - (5) 委員の氏名及び区分
 - (6) 所管課
 - (7) その他公表に必要な事項
- 2 所管課は、作成した審議会等取扱簿を佐久市ホームページへの掲載等により、一般の利用に供するものとする。

附 則

- 1 施行期日
この指針は、平成23年4月21日から施行する。
- 2 経過措置

この指針の施行に関し、必要な会議の公開の可否の決定その他の手続きは、施行日前においても行うことができる。

これまでの行政改革の取り組みについて

平成26年7月
企画部企画課行政改革係

佐久市では、平成17年3月に国が策定した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成17年11月に「佐久市行政改革大綱」を策定し、大綱に基づき、行政改革の具体的な実施項目や目標などを定めた「佐久市行政改革行動計画」を合わせて策定しました。これを国の指針において作成を要請されていた「集中改革プラン」の佐久市版として位置付け、本委員会より提言等をいただきながら、様々な行政改革に取り組んでいます。

1 佐久市行政改革大綱・佐久市行政改革行動計画の策定及びそれに沿った取り組み (資料1-1、1-2)

- ◆本委員会の提言及び意見を踏まえ、平成17年11月に「佐久市行政改革大綱」を平成18年3月に「佐久市行政改革行動計画」を策定し、公表しました。
- ◆行動計画に沿って、事業全般にわたる見直しや民間活用の推進などに取り組み、経費削減や職員定数の削減など一定の成果をあげました。行動計画推進の透明性及び実行性を確保するため、本委員会で計画の進捗状況等を毎年チェックしています。
- ◆本委員会による答申を受けて、平成24年2月に「佐久市行政改革大綱」を「第二次佐久市行政改革大綱」へ改訂し、公表しました。

2 佐久市公の施設の見直し方針・実施計画策定 (資料1-3)

- ◆市の公の施設のあり方や管理運営方法について、指定管理者制度の導入等を含め、本委員会にご審議いただき、第1次分を平成19年9月、第2次分を平成20年1月、第3次分を平成20年4月に「公の施設見直し方針・実施計画」として策定し、指定管理者制度の導入などの各施設に応じた管理運営方法の見直しを行いました。

3 補助金の見直し (資料1-4)

- ◆委員会の意見を踏まえ、平成21年4月に「補助金交付基準」を制定し、見直しを実施しました。
現在は、対象となった補助金を行動計画において、見直しの時期や方向性を示すなど、担当部署により、見直しを進めています。

4 審議会等の委員の公募に関する指針の制定 (資料1-5)

- ◆委員会の意見を踏まえ、平成21年4月に「審議会等の委員の公募に関する指針」を制定しました。現在は、指針に基づき、市が設置する審議会等の委員に公募枠を設け、広く市民の意見を聴取し、市政に参画する機会を設けています。

5 事業仕分けの実施（資料 1－6）

- ◆ 構想日本に委託し、平成 22 年度は 36 事業、平成 23 年度は 14 事業について事業仕分けを実施し、「要改善」、「国・県・広域」、「廃止」などの判定結果や判定人等のコメントを受け、今後の対応方針を決定し、事業の見直しを実施しました。
- ◆ 本委員会では、事業仕分けの対象事業を選定しました。
- ◆ 平成 23 年度事業仕分けでは、本委員会から市民仕分け人を選出し、事業仕分けの議論及び判定に参加していただきました。

6 行政評価の実施（本年度審議予定）

行政評価とは、行政の活動と成果をできるだけ客観的な数値で表すことによって、その目的や手段などが適切であるか、効率的に行なわれているかを評価し、その結果を次年度以降の行政運営に反映させていく仕組みのことをいいます。

以下の 3 つの方法により実施しています。

◆ 事務事業評価（所管課が評価）

個々の事務事業の投入コストや業績を把握し、進行管理を行うことにより、課題の分析や成果を高めてコストを削減するための業務改善につなげるため実施

◆ 施策評価（所管課が評価）

総合計画に示された施策ごとの投入コストや業績を分析し、施策目標を達成するために最適な手段となる事務事業の選択並びに事業量や労働量等の経営資源の配分等を検討するため実施

◆ 外部評価（本委員会が評価）

事務事業評価について、事業の選択と集中、方針等の各種見直しをさらに進めるため、本委員会が外部評価委員会となり、外部の視点を取り入れた評価を実施

7 公共施設マネジメントの実施（本年度審議予定）

- ◆ 公共施設マネジメントとは、本市が所有する公共施設について、人口動態や財政状況、市民ニーズ等を踏まえ、公共施設の利用状況や老朽度を把握し、今後の維持管理・更新・新設などのあり方について、全体としての最適化の観点から効果的かつ効率的に管理・運営をする仕組みのことをいいます。
- ◆ 本委員会では、今後、策定予定の施設の種類ごとの具体的なあり方の方向性等を示す計画を策定する際に、ご意見をいただく予定であります。

これまでの事業仕分け・外部評価の結果について

平成26年7月
企画部企画課行政改革係

これまで実施してきた、事業仕分け及び外部評価の評価結果及び市の対応方針をまとめた資料です。

本年度の外部評価を実施するうえでの参考としてください。

事業仕分け（平成22～23年度）

○平成22年度事業仕分け（2ページ）

全36事業

判定結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要 7事業 ・ 民間 1事業 ・ 国・県・広域 1事業 ・ 要改善 24事業 ・ 現行どおり 3事業 	対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 3事業 ・ 一部業務廃止 6事業 ・ 改善 23事業 ・ 現行どおり 4事業
---	--

○平成23年度事業仕分け（4ページ）

全14事業

判定結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不要 2事業 ・ 再検討 3事業 ・ 国・県・広域 0事業 ・ 要改善 7事業 ・ 現行どおり・拡充 2事業 	対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 3事業 ・ 改善 9事業 ・ 拡充 2事業
--	--

外部評価（平成24年度～実施中）

○平成24年度外部評価（5ページ）

全21事業

判定結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 1事業 ・ 要改善 13事業 ・ 現行どおり・拡充 7事業 	対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 1事業 ・ 改善 13事業 ・ 現行どおり・拡充 7事業
--	---

○平成25年度外部評価（7ページ）

全29事業

判定結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 1事業 ・ 要改善 7事業 ・ 現行どおり 21事業 	対応方針 <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止 1事業 ・ 改善 8事業 ・ 現行どおり 20事業
---	--

平成22年度佐久市事業仕分け判定結果に対する市の対応方針

事業No.	事業名	仕分け結果	対応方針	対応方針
1	遠隔医療推進事業	不要	廃止	ISDN回線を利用した医師による遠隔医療相談は廃止します。市保健師による血圧測定、健康相談、健康講話を代替事業として実施することで対応していきます。
2	お兄さんと遊ぼう事業	不要	廃止	現行の事業は廃止します。平成23年度は対象者を親と過ごすことの少ない児童(小学生)に拡大、児童館を利用した活動・体験型事業を試行的に実施します。
3	教職員住宅事業	不要	廃止	教職員住宅は原則廃止します。順次取り壊し、売却、他用途への転用を具体的に検討するための年次計画を、平成23年度中に作成して事業を縮小していきます。
4	工業振興事業	不要	一部業務廃止	販路開拓支援事業(商工会議所・商工会への補助)、工業活性化事業、小集団活動運営事業は廃止します。その他は1年間継続する中で成果等を具体的数値で求め、継続または廃止の判断をします。
5	浅科福祉センター維持管理事業	不要	一部業務廃止	市直営での維持管理は廃止します。利用者の増加と経費節減を図りつつ、平成23年度中に指定管理者制度の導入準備を進めます。
6	電子申請・届出システム構築運用事業	不要	改善	利用できる項目数を増やし、利用促進のPRを行って継続します。今後は半年ごとに利用状況等を検証し、次回(2年後)の参加意向調査時の参加を検討します。
7	休日救急歯科診療所運営支援事業	不要	改善	市民に安定した歯科救急医療体制を提供するため、歯科医師会の協力を得て継続します。診療所の場所や開設日時の案内は更に分かりやすく市民に周知するなど、事業のPRを図ります。
8	臼田堆肥センター管理運営事業	民間	改善	市直営施設として管理運営していきます。指定管理者制度の導入など先進地自治体や運営コスト等の調査・研究を行い、平成23年度中に方向を決定します。
9	臼田学園・臼田啓明園利用者支援事業	国・県・広域	一部業務廃止	市直営施設として管理運営していきます。平成23年度末までに臼田学園は廃止、啓明園と一体化を図り新体系施設へ移行後、指定管理者制度を視野に民間活力の導入を検討します。
10	職員宿日直業務	要改善	一部業務廃止	各支所の宿直は廃止します。死亡届の受領や火葬手続きなどがある日直は3支所とも1人体制に変更して継続し、本庁の宿日直は現状の職員体制のままとします。
11	敬老給付事業	要改善	一部業務廃止	高齢者弔慰金は廃止して理事者の弔問のみとします。高齢者給付金は満100歳を迎える方のみにして、3万円に減額し給付、敬老祝品は一律同等品とします。
12	下水道普及促進事業	要改善	一部業務廃止	下水道促進デーのイベントは廃止します。接続率の低い望月・浅科地区の催し物開催時に「下水道相談コーナー」を設けるほか、戸別訪問等で早期接続の促進を図ります。
13	市勢要覧発行业業	要改善	改善	次回更新までは現状で継続します。平成23年度改定時は印刷部数や紙質等の変更で経費の削減に努め、平成24年度更新時は掲載内容等の見直しを行い新たなPR方法を構築します。
14	出張所管理運営事業	要改善	改善	当面は嘱託化等で人件費の抑制を行いながら全出張所を維持します。戸籍住民票のコンビニ交付、市税のコンビニ収納の実施に合わせ、廃止を含めあり方を検討します。
15	交通安全啓発事業	要改善	改善	市民の交通安全の役割を担う安協への支援、交通指導員は継続します。安協負担金は活動事業の実績に基づく算出に、交通指導員報酬は月額報酬から活動状況にあわせた報酬にそれぞれ見直します。
16	交通災害共済組合事業	要改善	改善	加入募集方法を改善して継続します。平成23年度から事務を取り扱う区長等の負担を軽減するため加入書類等を出来る限り支区単位に分けて配布するほか、児童等の公費加入者は広報、案内文等で周知を図ります。
17	社会福祉協議会運営費補助事業	要改善	改善	平成20年度から5ヶ年計画で人件費補助金の削減を実施しており、削減計画に基づき補助をしていきます。計画終了後の補助金のあり方について、市からの委託事業や他の補助事業も含め総体的に検討を行います。
18	市内巡回バス運行业業	要改善	改善	当面現行のまま継続します。将来的なあり方は、市の公共交通体系を協議するため、交通基本法制定に合わせて設置する法定協議会において、全市的に検討していきます。

事業No.	事業名	仕分け結果	対応方針	対応方針
19	農業祭開催事業	要改善	改善	出店者からの参加負担金(出店料)徴収を検討するなど、実行委員会等で事業の再検討を行います。農業祭を収穫に感謝する収穫祭、農業の総合的な情報発信の場として改善、継続していきます。
20	林道維持管理事業	要改善	改善	森林整備推進のため維持管理に努めます。観光面での利用が主な目的の林道は、維持管理費の一部が国から補填される市道への編入を検討します。
21	商業振興事業	要改善	改善	平成23年度に具体的な成果目標を設定し、平成25年度に補助対象を運営費から事業費へ変更します。商工団体の一本化を目指した協議の場を設けます。
22	観光イベント支援事業	要改善	改善	個々のイベント内容を精査し、イベント運営のあり方や事業費(負担金)を各実行委員会と協議して事業費圧縮に努めます。観光協会の早期独立化を図ります。
23	国際交流事業	要改善	改善	市の国際交流事業の在り方は、国際交流ネットワーク佐久で検討し平成23年度中に方向性を出します。国際交流イベントは民間団体主体の開催に移行していきます。
24	駅前広場の管理事業	要改善	改善	佐久平駅前にはボランティアの活用やアダプトシステム導入で経費削減を図ります。維持管理コストが増加する噴水施設は停止、意見募集し活用方法を検討します。
25	平根発電所管理運営事業	要改善	改善	当面継続します。施設、設備等の長寿命化に係る費用の調査研究を行うとともに、JAと協議しながら所有権を含む維持管理に係る課題の整理を行います。
26	市営住宅管理事業	要改善	改善	維持管理形態は直営と指定管理者・業務代行制度との効率性・利用者への影響等比較検討します。将来的には団地の集約等で管理戸数を減らしていきます。
27	生涯学習事業	要改善	改善	市民ニーズを把握し、学校開放講座は学校現場の実態等を検証し、まちづくり講座は次年度から広報広聴課でより分かり易く市業務の広報・情報提供が行えるよう改善を図ります。
28	五郎兵衛記念館管理運営事業	要改善	改善	市直営施設として管理運営していきます。案内看板の増設を行ない、また、学校・公民館などへ学習機会として取り上げを働きかけ周知と利用拡大を図るほか、市内の文化施設全体と連携して広報活動を行います。
29	体育施設管理運営事業	要改善	改善	平成23年度より施設の予約システムをネット化します。管理運営の改善を図るため統廃合や大規模改修などを含め、市全体の体育施設のあり方を検討します。
30	文化財普及事業	要改善	改善	展示や管理等の所管が異なる市内文化財資料の全体像を把握し、一元的な管理に向け関係部署と調整を図ります。体験学習や講座の参加者増に努めます。
31	成人式挙行事業	要改善	改善	平成23年の成人式から新成人を対象としたアンケートを実施し、結果を参考に今後の成人式の開催時期・新成人の関わり方・内容等検討し改善を図ります。
32	望月交通輸送対策事業	要改善	改善	当面現行のまま継続します。将来的なあり方は、市の公共交通体系を協議するため、交通基本法制定に合わせて設置する法定協議会において、全市的に検討していきます。
33	駒の里ふれあいセンター管理運営事業	要改善	現行どおり	現行のまま継続します。貸し館の管理方法等は利用者の声を把握する中で改善を図ります。
34	図書館管理運営事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり市直営で管理運営を行います。利用者の利便性を高めるため、ホームページのリニューアルや1人当たりの貸し出し冊数を増やすなど努力していきます。
35	美術館管理運営事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり市直営で管理運営を行います。ウェブサイトを一一新して情報を電子メールで配信するなど効果的な広報に努め、今後も魅力ある展覧会を実施していきます。
36	望月地区地域会館管理運営事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり市直営で管理運営を行います。今後も地元地区区長会と将来的な管理運営方法のあり方を、指定管理者制度の導入等、協議し研究していきます。

平成23年度佐久市事業仕分け判定結果に対する市の対応方針

No.	事業名	仕分け結果	対応方針	
1	健康づくり大学事業	不要	廃止	現行の「健康づくり大学」は廃止し、「運動」に重点を置いた新規事業の構築を図っていきます。
2	市税賦課事業 (たばこ小売組合補助金)	不要	廃止	交付対象団体の「佐久市たばこ税増収対策協議会」より組織解散の報告があったため、市税賦課事業(たばこ小売組合補助金)は廃止します。
3	臼田館管理運営事業	再検討	廃止	平成25年度を目途に市直営の貸館事業の廃止を目指します。平成24年度は、地元区へ地区会館として無償貸与できるよう関係者と協議していきます。
4	ふるさとの味創造館管理事業	再検討	改善	地元の農業振興および活性化を図ることはもとより、幅広い利用拡大に向けた工夫、改善を図り、ゼロベースで施設の活用方法を見直し、事業を継続します。
5	公民館活動推進事業 (高齢者大学大学院)	再検討	改善	地域に貢献する人材を育成する観点から受講料は引き続き無料とし、学ぶことを生きがい・楽しみとしていただきながら、社会参加活動のリーダーとして役立つ講座内容に改善していきます。
6	環境保全事業 (身近な生き物生息分布調査)	佐久市要改善	改善	より有効な調査結果の活用方法と、より多くの市民の皆様に参加してもらえるような調査方法を検討し、改善して事業を継続します。
7	消費者行政事業 (消費生活展負担金)	佐久市要改善	改善	消費生活問題やトラブル防止のための相談コーナーを設置するなど、開催内容を見直し、事業を継続実施します。
8	市民農園事業	佐久市要改善	改善	現行の市民農園は5年以内に民間に移行します。農地バンク制度等を活用して、新たな市民農園が実施できるよう、民間諸団体等と協働していきます。
9	地域緑化事業	佐久市要改善	改善	積極的な事業の情報公開や実施団体へのアンケートの実施、市民の皆様の協働意識の醸成やアダプトシステムの推進を図るなど、改善を図り事業を継続します。
10	高齢者生活支援事業 (高齢者にやさしい住宅改良促進補助金)	佐久市要改善	改善	事業の周知方法を改善して、現行どおり事業を継続します。ケアマネージャーや、介護保険で「住宅改修」を希望する方にも、この事業の情報提供を行っていきます。
11	子ども未来館管理事業	佐久市要改善	改善	設置者である市と指定管理者である佐久市振興公社で協議を行い、「業務や運営内容」など一部改善して、事業を継続します。
12	青少年育成事業	佐久市要改善	改善	区長会・公民館・PTA等との関わり方や、交付金支給内容等について見直すほか、先進的な活動を行っている地区の情報提供を行うなどして、事業の見直しを行います。
13	天体観測施設管理運営事業	佐久市現行通り・拡充	拡充	利用者増に向け、新たな施設のPR方法の検討、学校との連携や他施設との新しい取組等を通して、事業の拡充を図ります。
14	旧中込学校・資料館・島崎藤村旧宅管理運営事業	佐久市現行通り・拡充	拡充	計画的な施設の維持修繕の実施、案内看板の設置やホームページの充実等広報媒体を活用して観覧者増を図るなど、一部拡充して事業を実施します。

平成24年度外部評価結果に対する市の対応方針

No.	事業名	外部評価結果	対応方針	
1	公有財産管理事業	要改善	改善	公有財産システム(本年10月運用開始)の市有財産データにより、財産の現況を詳細に把握したうえで、売却処分や賃貸による貸し付け等、積極的な処理を行います。
2	滞納整理事業	要改善	改善	職員のスキルアップのため、専門的研修を実施していきます。各自自治体では滞納処分等専門知識の必要とする業務は、人事異動等によりノウハウが蓄積されにくいこともあり、「長野県地方税滞納整理機構」が設立されています。この専門組織を有効的に活用し、移管件数枠の増加等を協議していきます。
3	協働推進事業	要改善	改善	市民活動サポートセンター及びまちづくり活動支援金の認知度を高めるため、積極的なPRを行います。 市民活動サポートセンターに対して、行政としての必要なサポートを実施します。 まちづくり活動支援金と県の元気づくり支援金の目的等の違いを明確にしていきます。
4	佐久情報センター管理運営事業	要改善	改善	指定管理者と協議を行い、利用者が施設を利用しやすいよう改善していきます。 指定管理者と連携しながら、自主事業の展開と、広報佐久によるPRを行っていきます。 指定管理者のインセンティブが働くよう、利用料金制の導入を行います。
5	男女共同参画推進事業	現行どおり・拡充	現行どおり・拡充	市民の皆さんの男女共同参画における意識を高めるため、講演会等をはじめとした具体的な啓発活動が効果的なものとなるようひとつひとつ事業を進めていきます。 関係団体等との意見交換会を行い、拡充策を作成します。
6	国保保健事業	要改善	改善	国民健康保険加入者の皆さんに、特定健診の重要性や目標受診率が達成できない場合の影響などについて、様々な機会を通じてPRを図ります。 他市町村の状況を参考に新たな取り組みを検討し、受診率の向上を図ります。
7	福祉会館管理運営事業	要改善	改善	周辺の施設整備を踏まえ、福祉会館のあり方を地元も含め検討していきます。 浴場施設、研修施設の利用、集客が図られるよう市のホームページ等に掲載し、周知していきます。
8	障がい者社会参加促進事業	現行どおり・拡充	現行どおり・拡充	今後とも、障がいを持つ皆さんの外出や社会参加の機会、生きがいの創出のため、事業の充実を図り、実施していきます。
9	共有林整備事業	現行どおり・拡充	現行どおり・拡充	ボランティアの活用等について共有林組合と協議を行いながら、今後も効率的な管理運営に努めます。
10	定住推進事業	現行どおり・拡充	現行どおり・拡充	移住交流に関する各種セミナーやイベントに積極的に参加しながら、空き家バンクの更なる充実を図り定住人口の増加を推進します。
11	市街化促進事業	廃止	廃止	市街化促進事業は、用途地域内への住居等の立地促進を図るため、昭和62年に施行され、今日まで25年という長年にわたり実施しており、当初の目的である立地促進に係る一定の役割を果たしてきたと考えています。 しかし近年、高速交通網及び地域幹線道路の整備や経済状況の変化などから、土地需要のニーズが多様化してきており、効果や役割が減少してきています。また、利用者も少なくなってきました。 このことから、評価結果のとおり事業を廃止します。

No.	事業名	外部評価結果	対応方針	
12	街路整備促進事業	現行どおり・拡充	現行どおり・拡充	地元組織と協力、調整しながら現行の事業を継続します。市民にわかりやすい成果指標を設定し、効果を確認しながら事業を進めます。
13	下水道使用料・受益者負担金賦課徴収事業	要改善	改善	収納率の向上を図るため、委託事業者と収納折衝手法等の成果検証を随時行い、徴収方法を見直すとともに滞納処分の早期対応をします。
14	合併浄化槽普及促進事業	現行どおり・拡充	現行どおり・拡充	今後も、河川等の水質保全と快適な生活環境を創出するため、合併処理浄化槽の設置を促進し、合わせて適正な維持管理の実現に向け、佐久市浄化槽協会と連携し、浄化槽設置者への啓発に努めるとともに、佐久市浄化槽協会の加入促進活動を支援します。
15	臼田簡易水道管理事業	現行どおり・拡充	現行どおり・拡充	現行の事業を進める中で、佐久水道企業団への移管など、別の手法による管理について、関係機関との協議を含め、検討を進めます。
16	望月医師当番制事業	要改善	改善	地区の区長会及び民生児童委員等と、常に出張診療所のあり方について、協議をしていきます。布施出張診療所については、地元区長会等との協議等により課題等を把握する中で、必要に応じ医療関係機関とも協議をしていきます。
17	望月土づくりセンター管理運営事業	要改善	改善	施設の有効利用を図るため、臭気対策、道路改良などの条件整備について、地元地区との協議を進めます。民間等への事業譲渡についても、施設の状況等を考慮しながら、地元地区等と協議する中で検討していきます。
18	奨学金貸与事業	要改善	改善	就学の意思と能力がありながら、経済的理由によりこれが困難な者に学資を貸与することにより、就学を奨励する制度であるため、より多くの方が利用できるよう、制度内容、運営の仕方について、十分検討し、改善を図ります。
19	学校給食センター管理運営事業	要改善	改善	現状、アレルギー対応食提供ができていない南部センター、臼田センターについて、アレルギー対応食提供に向けて準備を進めていきます。
20	海の家開設事業	要改善	改善	多くの市民の皆さんに利用していただけるよう、市民ニーズを把握し、利用者の増加を目指します。
21	政治・選挙に係る常時啓発事業	要改善	改善	若年層への啓発を積極的に強化していく一方で、一般の有権者の政治・選挙への関心を高めるための取り組みも工夫していきます。

平成25年度外部評価結果に対する市の対応方針

No.	事業名	外部評価結果	対応方針	
1	隣保館運営事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
2	森林セラピー事業	要改善	改善	森林セラピーを多くの市民にご利用頂けるよう、広報活動の充実や魅力あるプログラムづくりを進めます。 また、関係各課との連携・協力により、市外からの観光客を増加させる取り組みを行っていきます。
3	保健センター管理運営事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
4	健康教育事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
5	保健対策事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
6	医師当番制対策事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
7	不用品活用事業	廃止	廃止	リサイクル事業やフリーマーケットが普及している現状に加え、不用品の使用を原因とした事故(火災、負傷等)を防止し、安心して使用することが可能な、リサイクルショップ等の利用を推奨すべきと考えることから、本事業は廃止とします。
8	配偶者暴力等対策事業	要改善	改善	相談事例の動向に合わせて、相談体制の整備を図ってまいります。
9	障がい者地域生活支援事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
10	母子家庭等生活・自立支援事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
11	保育キーパー事業	要改善	改善	児童と高齢者との世代間交流の充実を図るため、現行の雇用契約の方法により、人員体制や交流時間等を見直します。
12	老人福祉施設管理運営事業	要改善	改善	各施設が、市民の皆様にも有効に利用していただけるよう、施設の在り方を検討し、見直します。
13	病虫害防除対策事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
14	水田農業構造改革対策事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
15	地籍調査事務事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
16	雇用確保安定事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
17	友好都市等交流事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。

No.	事業名	外部評価結果	対応方針	
18	観光宣伝事業	要改善	改善	イベント等を見直し、他の事業と連携を図りながら観光資源の磨き上げを行い、テーマを持った観光ルートの構築を検討してまいります。また、ホームページやパンフレットを見直し、時代に合った情報発信を行い集客を図ってまいります。
19	観光施設管理運営事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
20	佐久平スマートインターチェンジ推進事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
21	建築確認指導事業	現行どおり	改善	市民の皆様に関わりやすくなるよう、法に基づく事業と任意の事業を分けます。
22	観音峯活性化センター運営事業	要改善	改善	施設の有効利用を図るために1階の加工室部分の利用促進を進めていきます。隣接する佐久クラインガルテン望月と連携して、利用促進を進めていきます。
23	社会教育事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
24	佐久の先人検討事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
25	生涯学習センター管理運営事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
26	スポーツ少年団運営事業	要改善	改善	体育協会との連携を図り、指導者の育成に努めます。また、体育協会発展のための体制などを相談する中で、スポーツ少年団事業の業務移管も視野に入れ検討してまいります。
27	文化財保護事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
28	公民館自主活動支援事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。
29	議会広報広聴事業	現行どおり	現行どおり	現行どおり事業を進めていきます。

今後の審議内容について（佐久市行政改革推進委員会について）

平成26年7月

企画部企画課行政改革係

1 委員会の目的

社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政の実現を推進するため、佐久市行政改革推進委員会を設置し、市の行政改革の推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

2 任期

委嘱の日から2年間

※諸団体の代表者など、上記の任期中に退任等による役員交代があった場合は、改めて所属団体へ在任期間の委員就任をお願いする予定です。

3 開催回数

公共施設マネジメント関連の審議の追加により、例年より開催回数が増える見込んでいます。各委員会の開催日程については、随時、郵送にてご案内します。

（参考）

・平成25年度開催回数 7回 ・平成24年度開催回数 6回

4 主催者

通常は佐久市行政改革推進委員会会長が招集（事務局：企画課行政改革係）

※第1回会議のみ、会長が決まっていないため、市長が招集します。

5 報酬・費用弁償

市の報酬規定により以下を口座振替にてお支払します。

・会議時間	・1日（4時間以上）	6,500円（源泉650円）
	・4時間未満	3,250円（源泉110円）

費用弁償（交通費）は、往復の合計距離に以下の額を乗じて算出します。ただし、往復距離に1km未満の端数が生じたときは、これを切り捨てとします。

これ以外による場合は、ご相談ください。

・1kmにつき 37円

6 今年度の審議内容

◆事務事業の外部評価

市が実施している事務事業評価について、事業の選択と集中、方針等の各種見直しをさらに進めるため、外部の視点を取り入れて評価を実施します。

本委員会の委員の皆さんには、外部評価の評価委員となっていただきます。

◆佐久市行政改革行動計画（平成24年度～平成28年度）の進捗状況管理

第二次佐久市行政改革大綱に掲げた各種の改革項目に関して、具体的に取り組む行動をまとめた「佐久市行政改革行動計画（平成24年度～平成28年度）」を、本委員会へ報告します。本委員会はその進捗状況をチェックしていただき、ご意見をいただくこと予定しています。

◆公共施設マネジメント（資料2-1、2-2）

公共施設マネジメントとは、本市が所有する公共施設について、人口動態や財政状況、市民ニーズ等を踏まえ、公共施設の利用状況や老朽度を把握し、維持管理・更新、新設などのあり方について、全体としての最適化の観点から効果的かつ効率的に管理、運営をする仕組みのことをいいます。

既に、公共施設の利用状況、コスト状況、施設状況、将来の更新費用の推計、課題等の現状把握を目的とした「佐久市公共施設白書」の作成（平成26年3月）及び公共施設マネジメントを行うにあたっての基本的な考え方を明確にした「公共施設マネジメント基本方針」の策定（平成26年3月）は実施済となっています。

本委員会では、これから策定する予定であります、各公共施設の具体的なあり方を示す計画を策定する際に、ご意見をいただくことを予定しています。

事務事業外部評価について

平成26年7月

企画部企画課行政改革係

1 目的

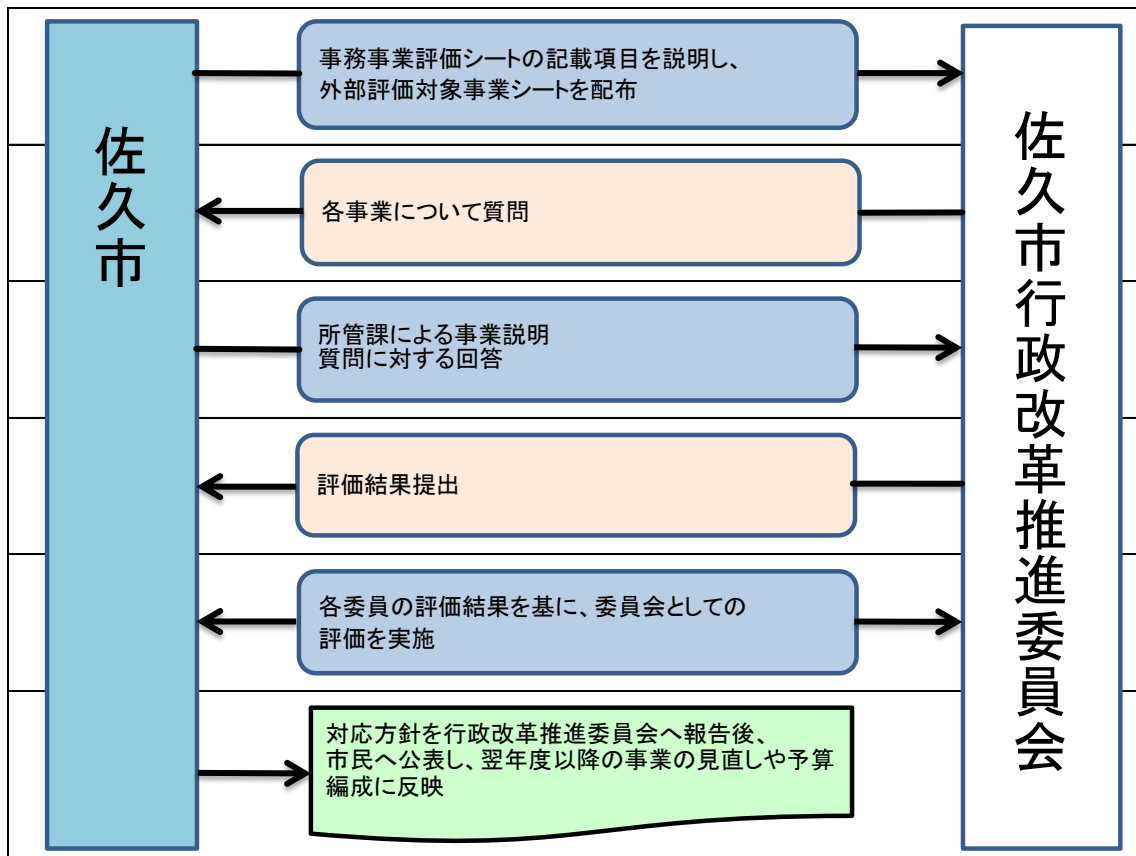
外部の専門的な知見による評価結果を踏まえて、対象事業の見直しや予算編成などに反映させます。また、職員が説明責任を果たす能力を高め、行政評価を的確に行う能力を培い、効率的で効果的な市政の実現を図ります。

2 概要

事務事業の目的や目標を明らかにし、その手段、達成度、費用対効果、必要性などを成果に基づいて評価する行政評価システムを導入する中で、市で取り組む施策の目的を達成するための具体的な手段となる事務事業の評価を行い、事業の選択と集中、方針の決定など、各種の見直し・改善に用いています。

その中でも、法定受託事務や事務の性質上、市に裁量の余地がないものを除いた事務事業について、外部の視点を取り入れた見直し、市民参加型市政の実現と市の説明責任を果たすことを目的とし、平成22年度、23年度と「事業仕分け」を実施してきましたが、平成24年度からは事務事業評価シートを活用した「事務事業外部評価」を実施しています。

3 外部評価の流れ



4 評価区分について

平成26年度は、以下の5つの区分により評価をしていただきます。

拡充	一部でも拡充に伴うかいぜんを行うもの
現行どおり	現行どおり実施するもの
手法等の見直し	事業手法、内容を見直すもの
縮小	一部でも縮小に伴う改善を行うもの
廃止	事業の全部を廃止するもの

5 対象事業一覧

平成26年度は、以下の全28事業を部会毎に評価をしていただきます。

	事務事業名	所管課・係
1	市民意見聴取事業	企画部 広報広聴課 広報広聴係
2	人権同和教育事業	市民健康部 人権同和課 人権同和係
3	ぴんころ運動推進事業	市民健康部 健康づくり推進課 健康増進係
4	こころの健康推進事業	市民健康部 健康づくり推進課 健康増進係
5	地域医療事務事業	市民健康部 健康づくり推進課 地域医療係
6	在宅要介護者歯科保健推進事業	市民健康部 健康づくり推進課 口腔歯科保健係
7	へき地内山診療所管理運営事業	市民健康部 国保医療課 国保係
8	生活環境衛生事業	環境部【3係で実施】 環境政策課 庶務政策係、環境保全係 生活環境課 環境衛生係
9	公衆トイレ維持管理事業	環境部 生活環境課 環境衛生係
10	生活雑排水施設補助金交付事業	環境部 下水道建設課 排水計画係
11	ピアカウンセリング事業	福祉部 福祉課 障害療育支援係
12	つどいの広場事業	福祉部 子育て支援課 子育て支援係
13	公立保育所給食事業	福祉部 子育て支援課 保育係
14	農業体験事業	経済部 農政課 農政係
15	農作物鳥獣害防止対策事業	経済部 農政課 農業生産振興係
16	地産地消推進事業	経済部 農政課 農業生産振興係
17	有害鳥獣駆除対策事業	経済部 耕地林務課 林務係
18	死獣処理事業	経済部 耕地林務課 林務係
19	外国人定住支援事業	経済部 観光交流推進課 交流推進係
20	プラザ佐久管理運営事業	経済部 観光交流推進課 観光施設係
21	アダプトシステム事業	建設部 土木課 管理係
22	土地区画整理啓発・情報収集事業	建設部 都市計画課 街路区画整理係
23	臼田霊園管理業務	地域局 臼田支所 生活環境係
24	クラインガルテン望月管理事業	地域局 望月支所 経済建設係
25	学校情報教育推進事業	学校教育部 教育施設課 学校施設管理係
26	天来記念館管理運営事業	社会教育部 文化振興課 文化施設係
27	望月歴史民俗資料館管理運営事業	社会教育部 文化振興課 文化施設係
28	川村吾蔵記念館管理運営事業	社会教育部 文化振興課 文化施設係

6 委員会における評価について

28事業の全てを全委員にご審議いただくことは、事業数が多く、負担が大きくなることが想定されることから、以下のとおり、3つの部会により、ご審議いただき、委員会へその結果を報告し、最終的な評価を決定するものとします。

所属部会について、第2号委員（民間諸団体の代表者）については、それぞれの団体が関連する部会に割り振らせていただきます。第1号委員（識見を有する者）及び第3号委員（公募委員）については、後日、通知にて希望をお聞きします。

第1部会【10事業 企画部・環境部・地域局・学校教育部・社会教育部】

No.	事務事業名	所管部署
1	市民意見聴取事業	企画部 広報広聴課 広報広聴係
8	生活環境衛生事業	環境部【3係で実施】 環境政策課 庶務政策係、環境保全係 生活環境課 環境衛生係
9	公衆トイレ維持管理事業	環境部 生活環境課 環境衛生係
10	生活雑排水施設補助金交付事業	環境部 下水道建設課 排水計画係
23	臼田霊園管理業務	地域局 臼田支所 生活環境係
24	クラインガルテン望月管理事業	地域局 望月支所 経済建設係
25	学校情報教育推進事業	学校教育部 教育施設課 学校施設管理係
26	天来記念館管理運営事業	社会教育部 文化振興課 文化施設係
27	望月歴史民俗資料館管理運営事業	社会教育部 文化振興課 文化施設係
28	川村吾蔵記念館管理運営事業	社会教育部 文化振興課 文化施設係

第2部会【9事業 市民健康部・福祉部】

No.	事務事業名	所管部署
2	人権同和教育事業	市民健康部 人権同和課 人権同和係
3	ぴんころ運動推進事業	市民健康部 健康づくり推進課 健康増進係
4	こころの健康推進事業	市民健康部 健康づくり推進課 健康増進係
5	地域医療事務事業	市民健康部 健康づくり推進課 地域医療係
6	在宅要介護者歯科保健推進事業	市民健康部 健康づくり推進課 口腔歯科保健係
7	へき地内山診療所管理運営事業	市民健康部 国保医療課 国保係
11	ピアカウンセリング事業	福祉部 福祉課 障害療育支援係
12	つどいの広場事業	福祉部 子育て支援課 子育て支援係
13	公立保育所給食事業	福祉部 子育て支援課 保育係

第3部会【9事業 経済部・建設部】

No.	事務事業名	所管部署
14	農業体験事業	経済部 農政課 農政係
15	農作物鳥獣害防止対策事業	経済部 農政課 農業生産振興係
16	地産地消推進事業	経済部 農政課 農業生産振興係
17	有害鳥獣駆除対策事業	経済部 耕地林務課 林務係
18	死獣処理事業	経済部 耕地林務課 林務係
19	外国人定住支援事業	経済部 観光交流推進課 交流推進係
20	プラザ佐久管理運営事業	経済部 観光交流推進課 観光施設係
21	アダプトシステム事業	建設部 土木課 管理係
22	土地区画整理啓発・情報収集事業	建設部 都市計画課 街路区画整理係